

4 その他

(1) 債務管理当局の業務運営について

令和2年の年初から新型コロナウイルス感染症は世界中で蔓延し、我が国でも、緊急事態宣言が発出されるほど厳しい感染状況に陥りました。

そのような中でも、当局においては、国債の確実かつ円滑な発行・償還業務を行っていく必要があることから、バックアップ体制を強化するなど、国の債務管理に支障が出ないように努めております。

(これまでの取り組み例)

- ・ 職員同士の接触を低減する観点から、テレワーク等に加え、入札等の国債発行業務に携わる職員の勤務場所を分散させる体制を構築
- ・ 担当者以外に入札事務を行える職員を育成する等、バックアップ体制を構築
- ・ 業務体制の更なる強化のため、入札等の業務に携わる職員の人員を拡充

(2) 「口座管理機関に関する命令」の改正について

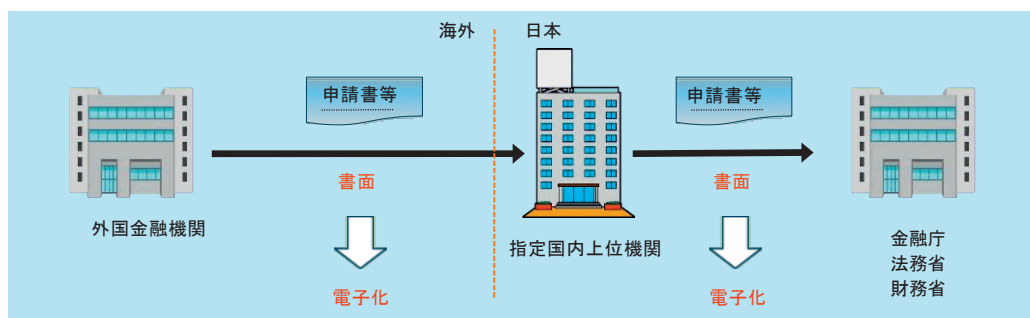
金融機関の間で取引される国債等は「社債、株式等の振替に関する法律」の下、ペーパーレス化されており、国債の受渡しは、振替機関（日本銀行）が管理する振替口座簿上の口座振替によって行います。外国金融機関は、投資家等のために国債を取り扱いたい場合、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣（以下「主務大臣」といいます。）に対して「口座管理機関に関する命令」の規定に基づき申請を行い、指定を受けることにより、国債の振替を行うための口座を開設することができます。商号等の変更の届出及び指定取消申請についても同様です。

これまで指定の申請等を行う外国金融機関は申請書等の書面を郵送しており、当該申請書等において日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を付さなければならないこととされていましたが、令和3年12月13日に下記2点の見直しを行いました。

A 外国口座管理機関の指定申請書等のオンライン化

政府全体として行政手続のオンライン化を推進しているところ、今回、口座管理機関に関する命令を改正したことにより、申請者は、申請書等の書面を郵送せず、オンラインで申請することができるようになりました。

(図1-30) 外国口座管理機関の指定申請書等のオンライン化のイメージ図



B 英語の添付書類の訳文省略

申請等に必要添付書類が英語で作成されている場合において、内容の判読が容易で、申請の内容等が明らかである場合には、主務大臣の判断において訳文の添付を不要とすることができるようになりました。